

衝突防止補助装置導入助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、衝突防止補助装置を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、事業者の行う交通安全対策を奨励することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象装置）

第3条 助成対象装置は、別表1で定める以下の機能を有する衝突防止補助装置とする。

- 1）前方車両衝突警報（低速時含む）
- 2）前方車間距離警報
- 3）歩行者衝突警報
- 4）車線逸脱警報

（助成対象）

第4条 助成対象は、平成28年3月1日から平成29年2月末日までに、新たに装置を装着し、支払い、又は、リース契約を完了したものとする。

（助成金額及び助成制限台数）

第5条 装置本体及び装置の導入に係る費用に対して助成する。

助成金額は1台当り装着費用の1／2とし上限を50,000円とする。

助成制限台数は被牽引車を除く会費請求台数までとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成28年度衝突防止補助装置導入助成実績報告書」により、平成28年12月末日までに申請を行うものとする。

但し、当該年度の予算に達しなかった場合、予算の範囲内で延長し、平成29年3月3日を最終期限とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表2に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分の制限)

第9条 事業者は交付対象となった機器が、導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成26年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年 4月 1日より実施する。

【別表1】助成対象装置

機器メーカー名	機器名称	型式
モ ー ビ ル ア イ	衝突防止補助システム	Mobileye C2-270
		Mobileye 530

【別表2】申請日別助成金交付日

申 請 日	交 付 日
4月～ 9月	当該年度 11月末
10月～12月	当該年度 2月末
1月	当該年度 3月末
2月～ 3月	翌年度 5月末